

(事業者控<揭示用>)
※2枚目を加入依頼書に添えてご提出ください

感染症補償規程（正）

(公益財団法人 介護労働安定センター 感染症見舞金制度用)

第1条（本規程の目的）

本規程は、当事業者が行う事業（以下「当事業者の業務」という。）に従事する者（以下「業務従事者」という。）が、介護業務に関連して被った本規程第5条に定義する感染症を罹患した場合に、当事業者が行う見舞金の内容を定めることにより、業務従事者の福利厚生の上をを図ることを目的とする。

第2条（本規程の実施）

当事業者は、公益財団法人介護労働安定センター感染症見舞金制度に加入することにより、本規程を実施する。

第3条（発効日）

本規程は公益財団法人介護労働安定センター感染症見舞金制度における当事業者の契約期間の開始日から効力を有する。

第4条（適用範囲―被補償者）

本規程は、業務従事者のうち、当事業者の作成、保管する傷害補償（介護事業者用）加入依頼書兼被保険者名簿（感染症見舞金制度加入依頼書兼被保険者名簿）に記載された者（以下「被補償者」という。）に適用する。

第5条（定義）

本規程において、「感染症」とは以下のものをいう。

疥癬及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第一項にいう以下の感染症（但し、四類感染症のうちの鳥インフルエンザ、及び五類感染症のうちのインフルエンザを除く。）とする。 <一類感染症> エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱 <二類感染症> 急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。） <三類感染症> コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス <四類感染症> E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽（そ）、ボツリヌス症、マラリア、野兔（と）病、その他の既に知られている感染症の疾病であって、動物またはその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの <五類感染症> ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、感染性胃腸炎※その他の既に知られている感染症の疾病（四類感染症を除く。）であって、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの <指定感染症> <新感染症> ※ノロウイルスによる感染性胃腸炎も補償の対象となります。（但し、傷害補償制度のみご加入の場合は対象外です。）
--

第6条（見舞金を支払う場合）

当事業者は、被補償者が当事業者の介護関連業務の遂行に起因して、感染症を罹患し、医師の治療を受けた場合に、被補償者に対して見舞金を支払う。ただし「本規程発効日」より前に感染した場合には補償を行わない。なお、本規程発効日において被補償者でない者については、「本規程発効日」を「被補償者となった日」と読み替えて適用する。

第7条（見舞金を支払わない場合）

当事業者は、次の各号に該当する事由によって生じた感染症に対しては補償を行わない。
(1) 疾病による死亡（労働者災害補償保険法または船員保険法において給付対象として規定されている業務上の事由による疾病による場合を除きます。）
(2) 保険契約者、被保険者、見舞金を受け取るべき者の故意または重大な過失
(3) 見舞金を受け取るべき者の犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒酔運転、麻薬・あへん・覚醒剤等の使用または精神障害
(4) 保険契約者、被保険者の法令違反
(5) 戦争その他の変乱
(6) 地震、噴火または津波
(7) 核燃料物質もしくはそれによって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性
(8) 仕事との因果関係を証明することができない感染症 等

第8条（見舞金の額）

当事業者は、被補償者が第6条（見舞金を支払う場合）に該当する場合に、被補償者1名につき30,000円を見舞金として被補償者に支払う。

第9条（感染の報告義務）

(1) 被補償者は、感染したおそれが生じたとき、感染が判明したとき、または感染したときは、速やかにこれらの状況および身体障害の程度を当事業者に報告しなければならない。
(2) 被補償者が当事業者の認める正当な理由がなく前項の規程に違反したとき、またその報告について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当事業者は、見舞金を支払わない。

第10条（見舞金の請求）

(1) 被補償者が、見舞金の支給を受けようとするときは、別表に掲げる書類のうち事業者が求めるものを提出しなければならない。
(2) 当事業者は、別表に掲げる書類以外の書類を求めることができる。
(3) 被補償者が、前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、見舞金を支払わない。

別表

提出書類	1	事故発生時	→	感染症見舞金制度・事故報告書
	2	見舞金請求時	→	医師の診断書
	3	見舞金領収時	→	感染症見舞金領収証

従業員の皆様へ

感染症補償規程に関する通知（正）

今般、従業員の福利厚生制度として、従業員の皆さんの福利厚生制度の充実を目的として、上記のとおり「感染症補償規程」を制定することといたしましたので、通知します。
本規程について、ご質問があれば、下記照会先までお問い合わせください。

通知日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

(照会先)

(フリガナ) 事業者名 代表者名		※2枚目にもご捺印お願いします。	確認印
所在地等	〒	TEL.	FAX.

従業員代表者の通知確認書

今般、事業者から、上記のとおり「感染症補償規定」の内容について、通知を受けたことを確認します。

従業員代表者	(ご署名)	平成	年	月	日
--------	-------	----	---	---	---

<従業員代表者の選定について>
従業員代表者については、以下のいずれかに該当する人となります。
■ 労働組合の執行委員長など
■ 労働組合に準じた労働条件改善委員会等の役職者
■ 労基署への従業員代表者としての意見提出者
■ 上記以外で事業者が指名する者

(個人情報利用目的)

本状記載の個人情報につきましては、保険の加入手続きのために利用させていただきます。

(保険会社控)
※提出先：東京海上日動火災保険株式会社

感染症補償規程（副）

（公益財団法人 介護労働安定センター 感染症見舞金制度用）

第1条（本規程の目的）

本規程は、当事業者が行う事業（以下「当事業者の業務」という。）に従事する者（以下「業務従事者」という。）が、介護業務に関連して被った本規程第5条に定義する感染症を罹患した場合に、当事業者が行う見舞金の内容を定めることにより、業務従事者の福利厚生の上をを図ることを目的とする。

第2条（本規程の実施）

当事業者は、公益財団法人介護労働安定センター感染症見舞金制度に加入することにより、本規程を実施する。

第3条（発効日）

本規程は公益財団法人介護労働安定センター感染症見舞金制度における当事業者の契約期間の開始日から効力を有する。

第4条（適用範囲―被補償者）

本規程は、業務従事者のうち、当事業者の作成、保管する傷害補償（介護事業者用）加入依頼書兼被保険者名簿（感染症見舞金制度加入依頼書兼被保険者名簿）に記載された者（以下「被補償者」という。）に適用する。

第5条（定義）

本規程において、「感染症」とは以下のものをいう。

疥癬及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第一項にいう以下の感染症（但し、四類感染症のうちの鳥インフルエンザ、及び五類感染症のうちのインフルエンザを除く。）とする。
<一類感染症>
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱
<二類感染症>
急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。)
<三類感染症>
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
<四類感染症>
E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽（そ）、ボツリヌス症、マラリア、野兔（と）病、その他の既に知られている感染症の疾病であって、動物またはその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの
<五類感染症>
ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、感染性胃腸炎※その他の既に知られている感染症の疾病（四類感染症を除く。）であって、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの
<指定感染症>
<新感染症>
※ノロウイルスによる感染性胃腸炎も補償の対象となります。（但し、傷害補償制度のみご加入の場合は対象外です。）

第6条（見舞金を支払う場合）

当事業者は、被補償者が当事業者の介護関連業務の遂行に起因して、感染症を罹患し、医師の治療を受けた場合に、被補償者に対して見舞金を支払う。ただし「本規程発効日」より前に感染した場合には補償を行わない。なお、本規程発効日において被補償者でない者については、「本規程発効日」を「被補償者となった日」と読み替えて適用する。

第7条（見舞金を支払わない場合）

当事業者は、次の各号に該当する事由によって生じた感染症に対しては補償を行わない。
(1)疾病による死亡（労働者災害補償保険法または船員保険法において給付対象として規定されている業務上の事由による疾病による場合を除きます。）
(2)保険契約者、被保険者、見舞金を受け取るべき者の故意または重大な過失
(3)見舞金を受け取るべき者の犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒酔運転、麻薬・あへん・覚醒剤等の使用または精神障害
(4)保険契約者、被保険者の法令違反
(5)戦争その他の変乱
(6)地震、噴火または津波
(7)核燃料物質もしくはそれによって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性
(8)仕事との因果関係を証明することができない感染症 等

第8条（見舞金の額）

当事業者は、被補償者が第6条（見舞金を支払う場合）に該当する場合に、被補償者1名につき30,000円を見舞金として被補償者に支払う。

第9条（感染の報告義務）

(1)被補償者は、感染したおそれが生じたとき、感染が判明したとき、または感染したときは、速やかにこれらの状況および身体障害の程度を当事業者に報告しなければならない。
(2)被補償者が当事業者の認める正当な理由がなく前項の規程に違反したとき、またその報告について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当事業者は、見舞金を支払わない。

第10条（見舞金の請求）

(1)被補償者が、見舞金の支給を受けようとするときは、別表に掲げる書類のうち事業者が求めるものを提出しなければならない。
(2)当事業者は、別表に掲げる書類以外の書類を求めることができる。
(3)被補償者が、前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、見舞金を支払わない。

別表

提出書類	1	事故発生時	→	感染症見舞金制度・事故報告書
	2	見舞金請求時	→	医師の診断書
	3	見舞金領収時	→	感染症見舞金領収証

従業員の皆様へ

感染症補償規程に関する通知（副）兼実施確認書

今般、従業員の福利厚生制度として、従業員の皆さんの福利厚生制度の充実を目的として、上記のとおり「感染症補償規程」を制定することといたしましたので、通知します。
本規程について、ご質問があれば、下記照会先までお問い合わせください。

通知日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

当該帳票の1枚目の感染症補償規程に関する通知(正)を上記通知日に、内容を変更することなく従業員全員に対して通知したことを確認します(追加加入者が出た場合は同様に行います)。また、「感染症見舞金制度のご案内」パンフレットの「ご契約にあたっての注意事項」について了解していることを確認します。

(フリガナ) 事業者名 代表者名		確認印
所在地等	〒	
	TEL.	FAX.

従業員代表者の通知確認書

今般、事業者から、上記のとおり「感染症補償規定」の内容について、通知を受けたことを確認します。

従業員代表者	(ご署名)			
	平成	年	月	日

<従業員代表の方へ>
当該書類は、法人が定める見舞金制度の保険手配について、従業員が承知しているかどうかを確認するものです。これは、1999年1月の総理府・大蔵省令および金融監督庁事務ガイドラインに則り、従業員の災害事故を原因として支払う保険金の受取人を法人とする契約に対して、保険会社が利用者保護を徹底するために講ずる事務確認手続きの一つです。この確認書について、その他の目的はございませんし、その他の目的で使用することはございませんので、ご了解ください。

(個人情報利用目的)

本状記載の個人情報につきましては、保険の加入手続きのために利用させていただきます。